

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
岡山県
- 2 構造改革特別区域の名称  
福祉移送特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
岡山県の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

### 新世紀おかやま夢づくりプラン

- ・本県では、県と市町村がより一層連携を深め、21世紀の真に豊かさが実感できる地域づくりを県民、ボランティア・NPO、企業など多様な主体が協働しながら進めるアクションプランを策定し、平成14年度から「快適生活県おかやま」の創造に取り組んでいる。
- ・このプランにおいては、誰もが自らの意思で自由に行動できるバリアフリー社会の実現に向けて、障害者や高齢者など移動に制約のある人の外出等を支援する仕組みづくりを進めることとしており、津山市において、タクシー事業者、NPO等が参加した福祉移送の実証実験を進めている。

### 岡山県の移動制約者

- ・県内の公共交通機関の利用が困難な移動に制約のある人は約20,000人と見込まれる。
- ・そのうち、タクシー事業者、NPO等の福祉車両を利用して外出しているのは34%に留まっており、66%は家族の運転により外出するか、外出手段をもたないため外出できない状況となっている。（平成14年8月、アンケート調査による）
- ・これらの人は、交通施設や車両がバリアフリー化されても自宅から最寄りの交通施設までのアクセシビリティが確保できないので外出が困難であるため、公共交通機関を補完するドア・ツー・ドア方式の新たな個別移送を必要としている。

### 福祉車両の運行状況

（タクシー事業者）

- ・県内で福祉車両を運行するタクシー事業者は35事業者である。このうち14事業者が介護保険指定事業者として、県内78市町村のうち11市町をエリアに福祉車両を運行している。

- ・また、この 11 市町に居住する 40 歳以上の要介護認定を受けた人は、通院については介護保険によりタクシーが利用できるが、買い物等の日常外出は介護保険の対象とならないため、外出困難な状況に変わりはない。
- ・タクシー事業者の介護保険参入状況は、県南の都市部に集中しており、津山市を除き中山間地域では参入が見込めない。
- ・福祉車両を運行するタクシー事業者の大半は町村部の小規模事業者で、介護保険に参入せず福祉車両 1 台を導入し、今後も現在の事業規模を維持しながら福祉車両を運行するとしており（平成 15 年 1 月、アンケート調査による）、町村部のタクシー事業者による福祉車両を使用した輸送サービスの供給量は今後も横ばいの状態が推測される。

#### （ボランティア輸送）

- ・介護保険の導入以前から、県内の広範な地域で社会福祉協議会やボランティア団体が利用者からガソリン代程度の実費を収受して福祉車両の運行を行っている。
- ・福祉車両を既に運行しているのは、16 団体の NPO・ボランティア組織及び 17 団体の社会福祉協議会（以下「NPO 等」という。）であり、その外、4 団体の社会福祉協議会が運行の準備をすすめている。
- ・ボランティア輸送は、タクシー事業者の参入していない地域での運行や介護保険ではカバーできない外出の手段としての運行等、タクシー事業の隙間を埋めているが、活動経費の制約等により利用者の需要に対応できていない。
- ・県下 78 市町村には、市町村または社会福祉協議会が所有する福祉車両が 1 台以上あるが、通所サービス等の送迎以外に稼働していない車両もあることから、移動に制約のある人に対するボランティア輸送に使用できる資源としてとらえることができる。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

- ・高齢化の進展に伴い、今後増加する移動に制約のある人のための移動支援策として、タクシーではカバーできない隙間をボランティア輸送により補完しながら、タクシー事業者と NPO 等の特性を活かした福祉車両の効率的運行を行う。
- ・岡山県全域を特区として、市町村単独では困難なタクシー事業者との関係調整等を県が担うことにより、9 つの県行政区域において管内全市町村と協働でボランティア輸送の体制整備が図られ、現在ボランティア輸送の存在しない市町村においても有償運送の主体が誕生し、岡山県全域にボランティア輸送が広がる。
- ・道路運送法第 80 条第 1 項の規制緩和の全国実施に先駆けて、移動に制約のある人のための移動支援策を円滑に推進するモデル的な取組みとして特別区域を設置する。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

(有償運送許可取得の年次目標)

9つの県行政区域で年各1団体以上が有償運送の許可を受けることを目標に、4年間で54団体のボランティア輸送を実現することにより、移動に制約のある人の外出支援システムを構築し、障害者等の社会参加を促進する。

各年度の有償運送許可新規取得主体数

平成15年度：13団体

平成16年度：13団体

平成17年度：14団体

平成18年度：14団体

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

・ボランティア輸送が有償で実施できることにより、利用者から収受した運賃でボランティア団体等の運営資金を賄うことが可能となる。

・タクシー事業者ではカバーできない隙間をボランティア輸送が補完することにより、外出のできない移動に制約のある人が減少し、通院以外にも行楽等の外出が可能となり、社会参加の拡大につながる。

(例) 年次目標を達成し、移動に制約のある人がボランティア輸送を利用して、年2回行楽に出かけると想定すると、新たに行楽が実現する人の割合は次のようになる。

(1台当たり乗車定員×使用台数×活動団体数×1月当たり活動回数×期間÷利用者1人当たり利用回数)

$$\boxed{\text{定員5名}} \times \boxed{\text{2台}} \times \boxed{\text{13団体}} \times \boxed{\text{月4回}} \times \boxed{\text{12月}} \div \boxed{\text{2回}} = 3,120 \text{人}$$

1年目(平成15年度) 3,120人の行楽が実現(移動制約者の約16%)

2年目(平成16年度) 6,240人 " (移動制約者の約32%)

3年目(平成17年度) 9,600人 " (移動制約者の約48%)

4年目(平成18年度) 12,960人の行楽が実現(移動制約者の約65%)

ボランティア輸送以外にも、タクシーや家族・友人の運転で行楽に出かけており、年次目標が達成されることにより、移動制約者全体が何らかの手段で行楽に出かけることが可能となる。

・移動制約者の外出が促進されることによりバリアフリーのまちづくりにより整備された施設の利用価値が高まる。

## 8 特定事業の名称

NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本県では、障害者等の外出支援策として、平成14年度より民間・NPO等・行政のパートナーシップによる福祉車両の効果的運行システムを検討しており、平成15年度には、タクシーを運行の基本に据えNPO等はこれを補完するというスタイルで実証実験を行う「岡山県福祉移送コーディネート事業」を予定している。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1206

NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

岡山県内で福祉車両を運行する NPO、社会福祉法人、地方公共団体の主宰するボランティア団体のうち、当該規制の特例措置の内容に掲げる 8 項目の要件を全て満たした者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定後

### 4 特定事業の内容

当該規制の特例措置の内容に掲げる要件を全て満たした者であって、本県が主宰する有償運送運営協議会において承認を受けた NPO、社会福祉協議会、地方公共団体（市町村）が主宰するボランティア団体が、道路運送法第 80 条第 1 項に基づく許可を得て、車いすやストレッチャーのまま乗降できるリフトやスロープを備え付けた福祉車両を使用して、あらかじめ登録した公共交通機関の利用が困難な移動制約者を対象に移送サービスを実施する場合に、利用者からタクシー運賃の上限額の 2 分の 1 を限度として料金を収受する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

（岡山県全域を特区とする考え方）

岡山県内では、タクシー事業者の介護保険参入状況は岡山市と倉敷市周辺に集中しており、その他の地域で福祉車両を運行するタクシー事業者は、介護保険に参入せずに福祉車両 1 台を運行する程度の事業規模である。9 つの県行政区域において福祉車両の運行状況は異なり、その特徴は次のとおりである。

- ・岡山・倉敷管内でタクシー事業者による運行が活発に行われ、ボランティア輸送がその隙間を埋めている。
- ・井笠・津山管内は小規模なタクシー事業者とボランティア輸送がある。
- ・高梁管内はタクシー事業者の参入が見込めないことから市町村が有償運送の許可を得てボランティア輸送を実施している。
- ・阿新・真庭・勝英管内はタクシー事業者の参入も見込めないが、ボランティア輸送の存在しない市町村も比較的多い。
- ・東備管内は岡山市に隣接した市町村で NPO による福祉車両の運行がはじまっている。

今後、タクシー事業者による福祉車両の供給量の増加が見込めない地域や、介護保険でカバーできない範囲の外出をボランティア輸送により補完しながら、移動制約者の外出支援システムを県下全域に計画的に広げるために、9 つの県行政区域において管内全市町村と県が協働でボランティア輸送の体制整備を図り、ボランティア輸送としての有償運送が可能となるよう、次の要件を満たす NPO 等の運送主体が道路運送法第 80 条第 1 項の申請を行う。

## ( 運営協議 )

県は、平成 14 年度に県事業において設置した「福祉移送に関する関係者懇談会」を改組し、岡山県有償運送運営協議会（以下、運営協議会という。）を設置する。

運営協議会は、岡山県、中国運輸局岡山運輸支局、市長会・町村会の代表、岡山県社会福祉協議会、学識経験者、タクシー事業者の代表、タクシー運転者の代表、移動制約者の代表で構成する。

運営協議会の支部として、県下 9 つの地方振興局ごとに地方振興局管内地区運営協議会（以下、地区協議会という。）を設置する。地区協議会は、岡山県、管内全市町村、社会福祉協議会の代表、学識経験者、タクシー事業者の代表、タクシー運転者の代表、移動制約者の代表、介助ボランティアの代表で構成する。

各地区協議会は、管内の移動制約者の状況、福祉車両の運行状況に関する情報と課題を把握し、管内におけるタクシー事業者を含めた福祉車両の運行の方策について協議するとともに、有償運送の申請を希望する主体についてその具体的内容を検討し、適正な者を申請主体として承認する。有償運送許可の取得が完了した主体については、安全な運行が行われるよう輸送活動における利用者からの苦情等を把握し、必要に応じて、随時地区協議会で対応策を検討するとともに、利用者からの苦情、事故等の状況について速やかに本部の運営協議会に報告する。

各地区協議会は、開催ごとに議事内容を運営協議会に報告する。

## ( 有償運送の条件 )

### ( 1 ) 運送主体

社会福祉法人、NPO（保健、医療、福祉の増進を主たる目的として活動する者に限る）、地方公共団体が自ら主宰するボランティア団体で、地方公共団体（市町村）の長から具体的な協力依頼を書面により受けた者で、有償運送の具体的内容を記載した書類を地区協議会に提出し承認を受けた者。

地方公共団体（県）の長は、承認を受けた主体に対し推薦状を交付する。

### ( 2 ) 運送の対象

あらかじめ、登録した会員及びその介助者・付添人とし、会員は以下に掲げる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者。

介護保険法に基づく要介護認定を受けている者

身体障害者福祉法に基づき都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者で、外出時に車いすの使用が必要であるか歩行介助が必要な者。

上記、に該当しない者で、けが等により一時的に車いす使用が必要な者。

ただし、運送の発地又は着地のいずれかが運送主体の拠点を置く 9 つの県行政区域内にあること。

### ( 3 ) 使用車両

車いす若しくはストレッチャーのままで乗降できるリフト、スロープを備え付けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車で、市町村又は社会福祉法人若しくはNPO法人が所有又は使用権原のある自動車を使用する。

( 4 ) 運転者

タクシー、バス等の運転手を退職した高齢者を積極的に活用する等、十分な経験を有する普通第二種免許取得者を基本としつつ、これによりがたい場合には、申請日前3年間において運転免許停止処分を受けていない者であって、県が実施する実車を伴う安全運転介助技術講習会を修了し、自動車事故対策センターが実施する適性診断において運転に支障が認められないと診断された者。

( 5 ) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて対人 8000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

( 6 ) 運送の対価

中国運輸局長が定めた基準を超えない額（タクシー上限運賃額の半額程度を越えない額を目安とする。）

( 7 ) 管理運営体制

- ・ 運行主体に対しボランティア輸送を依頼した市町村は、ボランティア輸送の担当部署を決め担当職員を明確にし、事故発生時をはじめボランティア輸送に関する対応を行う。
- ・ 運行主体は、事故発生時の連絡網及び対応マニュアルを作成する。
- ・ 運行主体は、運行記録簿を作成し、運行に関する記録をつける。
- ・ 県は、交通事故及び介助に関する事故を未然に防止するための安全管理マニュアルを作成し、これを基に安全運転・介助技術講習会を開催する。
- ・ 運行主体は、有償運送許可取得後も県が実施する講習会を定期的に受講する。

( 8 ) 法令遵守

許可を受けようとする者が、法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。

